

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成27年7月3日（平成27年（行情）諮問第421号）

答申日：平成28年7月27日（平成28年度（行情）答申第225号）

事件名：特定法人の一部民営化の決議に関しなされた通商産業大臣の承認に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定財団法人寄付行為8条は『基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の目的を達成するためやむを得ない事由がある場合には、理事会において出席した理事会を構成する者の3分の2以上の同意を得、かつ通商産業大臣（又は経済産業大臣。以下同じ。）の承認を受けてその一部を処分し、又は担保に供することができる。』旨規定されているが、平成12年11月30日の特定財団法人の一部民営化の決議に関しなされた通商産業大臣の承認に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成26年10月17日付け20140818特許49により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

平成12年11月30日の特定財団法人臨時理事会第2号議案「事業一部譲渡について」の議案は、パトリスの民営化という基本財産の処分に該当するものである。にもかかわらず、行政文書不開示決定通知書という公文書に「本議案は基本財産の処分に該当せず、承認に関する文書は作成又は取得されていない」旨記載することは、客観的真実に反する内容を公文書に記載することになり、虚偽公文書作成罪の構成要件に該当するものである。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

（2）意見書

諮問庁の、理由説明書の記載が真実なら、特定財団法人の一部民営化すなわちパトリスの民営化という基本財産の処分に関し、通商産業大臣の承認が欠落しており、違法であるとともに、国有財産たるパトリスが無断で民営化されたことになり、業務上横領罪に該当するものである。したがって、審査会において、上記容疑で刑事告発してくださるようお願いする。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書は作成又は取得しておらず、存在しないため不開示とする原処分を行った。

2 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、異議申立書のとおり主張するが、仮に基本財産の処分が行われたとすれば、特定財団法人は、通商産業大臣の承認を受けなければならず、文書の性質上、特許庁において起案・決裁が行われてしかるべきところ、平成12年11月30日から平成13年3月31日にかけての庁番接受簿及び行政文書ファイル管理簿（平成13年度）を本件開示請求後及び異議申し立て後に改めて入念に調査したが、そのような行政文書の存在をうかがわせるものは認められなかった。したがって、本件について、基本財産の処分は行われていないものと推察され、通商産業大臣の承認に関する文書は存在しない。

3 結論

以上のとおり、本件異議申し立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではないため、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年7月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年9月2日 | 異議申立人から意見書を収受 |
| ④ 平成28年6月27日 | 審議 |
| ⑤ 同年7月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成12年11月30日の特定財団法人一部民営化の決議に関しなされた通商産業大臣の承認に関する文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特定財団法人は、平成21年9月に一般財団法人へ移行するまで、経済産業大臣の所管に属する公益法人として、「経済産業大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和26年8月16日通商産業省令第55号）」（以下「公益法人監督に関する規則」という。）の定めるところにより、設立許可、寄付行為変更の認可等に関する届出等を行うこととされていた。同規則5条2号によれば、財団法人は、寄付行為の規程に基づき、その変更の認可を受けようとするときは、経済産業大臣に申請書を提出しなければならないとされている。

イ 特定財団法人は、平成13年4月1日、一部の事業を譲渡・民営化した。この事業の一部民営化に伴い寄付行為の変更が生じた場合には、特定財団法人は、経済産業大臣に変更認可の申請を行わなければならないことから、諮問庁は、特定財団法人が臨時理事会において事業の一部民営化を決議した平成12年11月30日以降平成13年4月1日までの間の庁番接受簿及び平成12年度以前に作成又は取得した行政文書がつづられている行政文書ファイル管理簿（平成13年4月2日）を調査したが、本件対象文書の存在をうかがわせるものは認められなかった。

その後、念のため、平成13年度行政文書ファイル管理簿ないし平成26年度同管理簿に登録されている特定財団法人に係る全ての行政文書ファイルを探索したところ、本件対象文書がつづられている可能性のある行政文書ファイル「特定財団法人（許認可）」が登録されていたため、当該ファイルにつづられている文書を確認したが、本件対象文書は存在しなかった。

さらに、関係部署において書庫・書架等の探索も行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から、公益法人監督に関する規則及び行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)の説明のとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

処分庁は、原処分の理由について、平成12年11月30日の特定財団法人臨時理事会の事業の一部譲渡の決議が「基本財産の処分に該当せず、

承認に関する文書は作成又は取得されていないため」と記載しているが、基本財産の処分に該当しないと判断したことにつき根拠を示して説明することができず、本件対象文書が不存在であることの説得的な説明がなされているとはいえない。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法 8 条の趣旨に照らし、適正さを欠くものといわざるを得ず、今後は、開示請求の趣旨を的確に理解した上で、不存在であることの具体的かつ説得的な説明に努めるべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久